

平成25年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書の採択について
平成25年度使用藤沢市教科用図書の採択方針に基づき、次のとおり採択する。

2012年（平成24年）7月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

平成25年度使用藤沢市立小学校及び中学校用教科用図書
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、及び同法施行令第14条の規定により、小学校用教科用図書については、平成22年度採択と同一のものを、中学校用教科用図書については、平成23年度採択と同一のものを採択する必要による。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育委員会の職務権限）

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

（途中省略）

6 教科書その他の教材の取り扱いに関すること。

(以下省略)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 抜粋

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

学校教育法 抜粋

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

(別紙1)

平成25年度使用藤沢市立小学校用教科用図書

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号・番号	書名
国語	国語	38 光村	国語 109・110・209・210・309・310 409・410・509・609	国語
	書写	17 教出	書写 104・204・304・404・504・604	小学書写
社会	社会	17 教出	社会 303・304・503・504・603・604	小学社会
	地図	2 東書	地図 401	新しい 社会科地図
算数	算数	2 東書	算数 101・201・202・301・302 401・402・501・502・601・602	新しい算数
理科	理科	4 大日本	理科 302・402・403・502・503 602・603	たのしい理科
生活	生活	2 東書	生活 101・102	新しい生活
音楽	音楽	27 教芸	音楽 103・203・303・403・503・603	小学生の音楽
図画 工作	図画 工作	9 開隆堂	図工 102・103・302・303・502・503	図画工作
家庭	家庭	9 開隆堂	家庭 502	小学校 わたした ちの家庭科
体育	保健	224 学研	保健 305・505	みんなの保健

(別紙2)

平成25年度使用藤沢市立中学校用教科用図書

教科	種目	発行者の 番号・略称	教科書の記号・番号	書名
国語	国語	15 三省堂	723,724,823,824,923,924	中学生の国語 中学生の国語 学びを広げる
	書写	15 三省堂	726,727	中学生の書写
社会	社会 (地理的分野)	17 教出	722	中学社会 地理 地域にまなぶ
	社会 (歴史的分野)	227 育鵬社	728	中学社会 新しい日本の歴史
	社会 (公民的分野)	227 育鵬社	928	中学社会 新しいみんなの公民
	地図	46 帝国	722	中学校社会科地図
数学	数学	17 教出	724,824,924	中学数学
理科	理科	61 啓林館	725,726,825,826,925,926	未来へひろがるサイエンス マイノート
音楽	音楽 (一般)	27 教芸	723,823,824	中学生の音楽
	音楽 (器楽合奏)	27 教芸	772	中学生の器楽
美術	美術	116 日文	724,824,825	美術
保健体育	保健体育	50 大修館	723	保健体育
技術・家庭	技術・家庭 (技術分野)	9 開隆堂	723	技術・家庭 (技術分野)
	技術・家庭 (家庭分野)	2 東書	721	新しい技術・家庭 家庭分野
外国語	英語	11 学図	723,823,923	TOTAL ENGLISH New Edition